

平成 29 年度

居宅介護事業等サービス実態調査報告

平成29年度 居宅介護事業等サービス実態調査

調査概要

1. 調査目的

障害者の居宅介護事業等サービスの現状を把握し、今後の事業運営等の充実のための基礎資料を得ることを目的とする

2. 調査対象

本会が把握する全国の居宅介護事業等サービスを実施する366事業所を対象

3. 調査基準日

平成29年4月1日現在

4. 回収率

53.8%

5. 調査実施主体

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 地域支援部会

1. 経営主体

表1 経営主体

	事業所	%
社会福祉法人	189	95.9
社会福祉協議会	4	2.0
特定非営利活動法人（NPO）	2	1.0
株式会社等	1	0.5
その他	1	0.5
計	197	100

厚生労働省の「平成28年社会福祉施設等調査」（以下、厚生労働省調査）では、経営主体の構成割合は67.4%が営利法人（会社）となっており、社会福祉法人は10.6%にとどまっている。

本調査は、回答した事業所の多くが本会の会員事業所であり、主に知的障害者を対象とした居宅介護等事業所の実態調査であることから、居宅介護等事業所全体の実態を表しているものではないことに留意する必要がある。

2. 事業所の状況

表2 サービス対象者

	事業所/延	%
児童	152	77.2
身体障害者	171	86.8
精神障害者	136	69.0
知的障害者	194	98.5
介護保険対象者	45	22.8
その他	7	3.6
事業所実数	197	100

主たるサービスの対象者の障害種別等については、事業所数、割合とも、昨年度の調査から大きな変化はみられない。現在の制度の中で、居宅介護等事業を行う法人が固定化してきているものと推測される。

表3 実施している事業

	事業所/延	%
居宅介護事業	191	97.0
重度訪問介護事業	140	71.1
重度障害者等包括支援事業	2	1.0
行動援護事業	142	72.1
移動支援事業	184	93.4
同行援護事業	84	42.6
福祉有償運送事業	72	36.5
地域生活支援事業（日中一時支援等）	42	21.3
その他	9	4.6
事業所実数	197	100

実施している事業をみても昨年度の調査から事業所数、割合が大きく変わることはなかった。重度障害者等包括支援事業に関しては、実施している事業所はごく少数で厚生労働省調査においても全国で38事業所となっており、今後、指定基準や事業についての検証が必要である。

表4 特定事業所加算の受給状況

	事業所	%
特定事業所加算（Ⅰ）	39	19.8
特定事業所加算（Ⅱ）	43	21.8
特定事業所加算（Ⅲ）	3	1.5
特定事業所加算（Ⅳ）	0	0
受けていない	103	52.3
不明・無回答	9	4.6
計	197	100

特定事業所加算の受給状況は、昨年度の調査から事業所数、割合が大きく変わることはなかった。特定事業所加算を受けていない事業所は約半数となっており、昨年度と同様の結果となっている。

表5 特別地域加算の受給状況

	事業所	%
受けている	69	35.0
受けていない	126	64.0
無回答	2	1.0
計	197	100

表5-2 特別地域加算を受けている場合の対象利用者数

	事業所	%
1名	9	13.0
2名	7	10.1
3名	5	7.2
4名	1	1.4
5名～9名	15	21.7
10名～14名	6	8.7
15名以上	21	30.4
無回答	5	7.2
計	69	100
特別地域加算を受けている場合の 対象利用者の総数	795名	

特別地域加算については、今年度から追加した調査項目で、中山間地域等へのサービス提供がどの程度行われているかを調査した。特別地域加算を受けている事業所の割合は35.0%となっている。このなかで対象利用者が5名以上の事業所の割合が60.9%あるが、特別地域加算は事業所の設置地域によるところが大きく、地域によって利用者の多くが対象者となっているのではないかと推察される。

表6 介護保険事業の実施状況

	事業所	%
実施している	45	22.8
実施していない	150	76.1
無回答	2	1.0
計	197	100

表6-2 介護保険事業を実施する事業所の介護保険事業収入（訪問介護のみ）の割合

	事業所	%
10%未満	10	22.2
10%以上20%未満	6	13.3
20%以上30%未満	5	11.1
30%以上40%未満	6	13.3
40%以上50%未満	2	4.4
50%以上60%未満	0	0
60%以上70%未満	2	4.4
70%以上80%未満	2	4.4
80%以上90%未満	2	4.4
90%以上100%未満	5	11.1
100%	1	2.2
無回答	4	8.9
計	45	100

介護保険事業を実施している事業所は22.8%（45事業所）と昨年度の調査と比較して、事業所数、割合が大きく変わることはなかった。同様に事業所の介護保険事業収入の割合にも変化はみられなかった。この結果から利用者の高齢化等は読み解くことはできないが、今後、居宅介護事業も共生型サービスの対象となることから、来年度の調査においては共生型サービスの実施状況について調査項目として取り入れる必要があるだろう。

表7 居宅介護事業の事業規模（介護保険を除く）（年間収入）

	事業所	%
1,000万円未満	54	27.4
1,000万円以上2,000万円未満	41	20.8
2,000万円以上3,000万円未満	25	12.7
3,000万円以上4,000万円未満	16	8.1
4,000万円以上5,000万円未満	6	3.0
5,000万円以上	23	11.7
不明・無回答	32	16.2
計	197	100
居宅介護事業の事業規模（平均）	24,780,116円	

居宅介護事業の年間収入による事業規模別の分布をみると、昨年度と同様に1,000万円未満が27.4%と最も多く、5,000万円未満までの間で徐々に下がり、5,000万円以上で再び増えている。事業を大規模化する際にサービス提供責任者等の職員配置が大きな壁となっていることが推察される。

3. スタッフの状況

表8 スタッフの配置

(人)

			管理者	サービス提供 責任者	ヘルパー	その他 スタッフ	計	%	
職種別 職員配置	常勤	専従	34	250	327	19	630	15.8	
		兼務	159	123	451	59	792	19.8	
	非常勤職員	専従	—	10	1,543	85	1,638	41.1	
		兼務	—	7	880	43	930	23.3	
	計			193	390	3,201	206	3,990	100
	%			4.8	9.8	80.2	5.2	100	—

居宅介護等事業においては、不規則な勤務時間であったり、夕方、土日祝日等利用ニーズが多い曜日や時間帯が重なるため、常勤専従職員ではなく、非常勤専従や兼務の職員が多くなっている。サービスの質を向上するためには、常勤専従での配置を進めていくべきではあるが、運営上難しい状況にあることが推察される。研修制度も含め居宅介護等事業を行う上での課題である。

表9 職員（スタッフ）の所持資格（重複計上可）

	人数	%
介護福祉士	1,372	34.4
社会福祉士	121	3.0
ホームヘルパー 1 級	105	2.6
ホームヘルパー 2 級もしくは介護職員初任者研修修了者	2,283	57.2
行動援護従業者養成研修修了者	731	18.3
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者	276	6.9
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者	209	5.2
喀痰吸引等研修（特定）修了者	187	4.7
喀痰吸引等研修（不特定）修了者	42	1.1
介護職員基礎研修課程修了者	23	0.6
実務者研修修了者	87	2.2
ケアマネージャー	95	2.4
精神保健福祉士	19	0.5
看護師・保健師	64	1.6
その他	241	6.0
職員（スタッフ）総数	3,990	100

職員（スタッフ）の所持資格は、ほぼ昨年同様の傾向であったが、行動援護従業者養成研修ならびに強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）修了者にわずかであるが伸びがみられた。当該加算は他の事業種別において加算の算定要件とされている。居宅介護等事業所の職員は、兼務者が多いこともあり、他の事業との兼ね合いで所持者が増えたことが一因として考えられる。

4. 行動援護従業者養成研修

表10 事業所の近隣（受講可能な距離）で行動援護従業者養成研修が実施され、受講可能な環境にあるか

	事業所	%
ある	134	68.0
ない	57	28.9
不明・無回答	6	3.0
計	197	100

表10-2 平成30年3月31日までにスタッフが受講する計画はあるか

	事業所	%
ある	79	40.1
ない	113	57.4
不明・無回答	5	2.5
計	197	100

行動援護従業者養成研修の受講計画（表10-2）については、昨年度の調査と「ある」と「ない」の割合が逆転する結果となった。これは受講する研修が強度行動障害支援者養成研修へとシフトしているものであるかと思われたが、表11の強度行動障害支援者養成研修においても同様の結果となっていることから、行動援護従業者養成研修については、ある程度研修の受講修了者が充足されてきたものと推測される。

5. 強度行動障害支援者養成研修

表11 事業所の近隣（受講可能な距離）で強度行動障害支援者養成研修が実施され、受講可能な環境にあるか

	事業所	%
ある	150	76.1
ない	39	19.8
不明・無回答	8	4.1
計	197	100

表11-2 平成30年3月31日までにスタッフが受講する計画はあるか

	事業所	%
ある	86	43.7
ない	103	52.3
不明・無回答	8	4.1
計	197	100

強度行動障害支援者養成研修の受講計画については、前項の行動援護従業者養成研修の受講計画と同様の結果となった。昨年度の調査に比べて受講する計画はあるかの問いに「ない」と答えた割合が上回った。ある程度、研修の受講修了者が充足されてきたのか、研修の受講が加算の取得に直結する施設入所支援の職員を優先して受講させているかのどちらかであろう。

6. サービスの実施状況

表12 週の営業（開所）日数

	事業所	%
毎日（休日なし）	155	78.7
土、日、祝日は休み	9	4.6
週6日	22	11.2
週5日	8	4.1
週4日以内	1	0.5
不明・無回答	2	1.0
計	197	100

居宅介護等事業の特性から土・日のサービス提供は外せないことが、調査結果に顕著にあらわれている。

表13 一日の営業（開所）時間

	事業所	%
全日(24時間)	19	9.6
17時間以上（おおむね深夜時間帯を除いた時間）	19	9.6
14時間以上（おおむね早朝夜間を除いた時間）	48	24.4
10時間以上（おおむね日勤時間帯）	58	29.4
8時間以上（通常勤務時間内）	48	24.4
8時間未満	5	2.5
計	197	100

表14 契約件数（平成29年4月1日現在）

	件数	%
居宅介護事業	5,272	37.5
重度訪問介護事業	193	1.4
重度障害者等包括支援事業	10	0.1
行動援護事業	1,855	13.2
同行援護事業	430	3.1
移動支援事業	9,611	68.4
契約者数（実人数）	14,055	100

契約件数は昨年度の調査結果と大きな変化はみられない。行動援護と移動支援の件数を比較すると圧倒的に移動支援が多いことがみてとれる。このことは、支給決定を行う市区町村やサービス等利用計画を作成する相談支援事業者が事業内容と対象となる利用者についての理解度が低いことが一因となっていると推察される。重度障害者等包括支援については、昨年度は0件であったが、今年度は少ないながらも10件と増えている。今後も動向を注視していきたい。

表15 契約者の年齢構成（平成29年4月1日現在）

(人)

	男性	女性	計	%
18歳未満	1,072	417	1,489	10.6
18歳～19歳	353	147	500	3.6
20歳～29歳	1,964	1,059	3,023	21.5
30歳～39歳	1,682	1,188	2,870	20.4
40歳～49歳	1,391	1,175	2,566	18.3
50歳～59歳	921	848	1,769	12.6
60歳～64歳	439	409	848	6.0
65歳～74歳	377	353	730	5.2
75歳以上	89	171	260	1.8
計	8,288	5,767	14,055	100

今年度から年齢構成を10歳区切りとした。日本の人口の年齢構成とは異なる割合になっている。20歳から49歳まではほぼ同じ割合で分布しているが、65歳以上の利用者の数が少ない。平成29年度全国知的障害児・者施設事業実態調査（以下、全国調査）の年齢分布と比較すると、全国調査における入所者の割合は28.2%であるのに対し、本調査における居宅介護利用者の60歳以上の割合は13.1%と半分以下となっていることから、高齢化した利用者は施設等において支援を受けているとみることができるのではないか。今後、共生社会のなかで居宅でのサービス需要が増えることも想定されることから、何らかの対応が必要であろう。

表15-2 契約者の障害の内訳（障害が重複している場合には主たる障害で計上）

	人数	%
児童（18歳未満）	1,452	10.3
知的障害者	9,985	71.0
精神障害者	672	4.8
身体障害者	1,644	11.7
不明・無回答	302	2.1
計	14,055	100

本会の会員事業者が多くを占める調査のため知的障害者の割合が多い結果となっている。サービスの内容上、重複障害のない精神障害者の利用はないものと推察される。

表16 サービスの利用状況（平成29年4月1日～4月30日）

		利用回数	内訳	
			グループホーム	自宅等
居宅介護	身体介護	22,573	8,633	13,940
	家事援助	8,326	—	—
	通院等介助	2,801	800	2,001
	乗降介助	236	—	—
重度訪問介護		4,121	627	3,494
行動援護		6,847	1,713	5,134
重度障害者等包括支援		300	—	—
同行援護		1,390	—	—
移動支援		19,495	6,187	13,308
計		66,089		

今年度から新たにサービス利用の実態を把握するためサービスの提供場所について、グループホームと自宅等に分けて調査することとした。調査の結果、身体介護をグループホームで利用している割合が38.2%となっており、重度障害者の個人単位でのヘルパー利用の多さがみてとれる。今後の重度・高齢化への対応に向けたデータとしてとらえられたい。

表17 緊急時対応加算（平成29年4月1日～4月30日）

	事業所	%
受けた	9	4.6
受けていない	186	94.4
無回答	2	1.0
計	197	100
受けた場合の延べ回数	15	—

緊急時対応加算は、「受けていない」が94.4%とほとんどである。居宅介護等事業は1ヶ月単位で計画を立てる事業所が多いことや人員などから、突発的な職員派遣は困難であることが推測できる。今後、重度・高齢化が進む中、加算の在り方等も含めて検討が必要であろう。

表18 医療的行為

	事業所	%
行っている	19	9.6
行っていない	178	90.4
計	197	100

表18-2 医療的行為を行っている場合の内容

	事業所/延	%
たん吸引	18	94.7
胃ろう	13	68.4
その他	2	10.5
医療行為を行っていると回答した事業所数	19	100

医療的行為を行っている事業所は1割に満たない。医療的行為については制度上の制約が大きく、今後、医療的行為を含む喀痰吸引等の研修の在り方を含め、制度的な緩和が必要であろう。

表19 グループホームへの個人単位でのホームヘルパー派遣

	事業所	%
行っている	55	27.9
行っていない	139	70.6
無回答	3	1.5
計	197	100

表19-2 グループホーム利用者への個人単位でのホームヘルパー派遣を行っている場合の内容

	事業所/延	回数・人数
身体介護（食事等のスポット支援）の提供	34	5,066回
行動援護または重度訪問介護対象者への居宅介護、重度訪問介護の提供	29	192人
グループホーム利用者への個人単位利用でのヘルパー派遣を行っているとは回答した事業所数	55	—

昨年度の調査から事業所数も割合も大きく変わることはなかった。回答事業所の27.9%が派遣を行っている現状をみると、現在の共同生活援助事業において重度・高齢化に対応することは難しく、必要なサービスを個人単位でのヘルパー派遣によって補完している状況がみてとれる。平成30年度の報酬改定において個人単位のヘルパー派遣の経過措置が延長されたが今後も動向について注視していかなければならない。

表20 ケアプランとサービス提供実績

	事業所	%
ほぼケアプランに沿っている	150	76.1
ある程度ケアプランに沿っている	44	22.3
ケアプランに沿っているとはいえない	0	0
全くケアプランに沿っていない	0	0
無回答	3	1.5
計	197	100

ケアプランとサービス提供実績については、「ほぼケアプランに沿っている」「ある程度ケアプランに沿っている」と回答した事業所が98.5%を占めた。居宅介護等事業は1ヶ月単位で計画を立てるため、ケアプラン沿ったものとなることが調査結果としてあらわれている。

7. 重度訪問介護対象拡大の影響

表21 重度訪問介護の対象拡大に基づく、行動障害を有する者への重度訪問介護の提供状況

	事業所	%	
提供した	7	3.6	
提供していない	186	94.4	
無回答	4	2.0	
計	197	100	
提供回数			
	回数	%	
障害種別	知的障害	37	50.7
	精神障害	7	9.6
	その他	29	39.7
計	73	100	
平均提供時間/回	3.6時間		

行動障害を有する者への重度訪問介護の提供状況は、昨年度の調査結果から大きく変わることはなかった。重度訪問介護を提供した事業所は7事業所（3.6%）とわずかであり、利用が増えない理由について検証するうえで、この事業を利用したケースについても調査する必要がある。

表22 地域生活支援事業の移動支援が重度訪問介護の対象になったケースの有無

	事業所	%
ある	6	3.0
ない	177	89.8
不明・無回答	14	7.1
計	197	100
あると回答した場合のケース数	7ケース	

表23 重度訪問介護利用のためのアセスメントの実施者

	事業所	%
行動援護事業者	26	13.2
発達障害者支援センター	5	2.5
その他	48	24.4
不明・無回答	118	59.9
計	197	100

表24 アセスメントの結果、行動援護利用者が重度訪問介護の対象になったケース

	事業所	%
ある	5	2.5
ない	147	74.6
不明・無回答	45	22.8
計	197	100
あると回答した場合のケース数	6ケース	

8. 外部サービス利用型グループホームへの居宅介護サービスの提供状況

表25 外部サービス利用型グループホームとの委託契約

	事業所	%
締結した	11	5.6
締結していない	177	89.8
不明・無回答	9	4.6
計	197	100
締結したグループホーム箇所数	28か所	
ヘルパー派遣箇所数	15か所	

外部サービス利用型グループホームとの委託契約の状況を見ると、昨年度の調査に比して委託契約を締結した事業所数・割合ともに減少していることから、介護サービス包括型への移行がみてとれる。また委託契約を締結したグループホーム数に対して実際に派遣した事業所数は約半数と、指定のための委託契約締結であると推察される。外部サービス利用型についての運営上の壁の高さがみてとれる。

9. 居宅介護事業に関する問題点

表26 居宅介護事業を運営する上での問題点

	事業所/延	%
居宅介護サービス費の単価	96	48.7
配置基準及び資格要件	34	17.3
ヘルパーの資格要件	43	21.8
支給決定の方法	16	8.1
ヘルパーの担い手の不足	180	91.4
制度利用手続きの煩雑さ	17	8.6
請求事務の煩雑さ	39	19.8
その他	6	3.0
事業所実数	197	100

ヘルパー、福祉事業に限らず、日本全体で働き手の不足が大きな問題となっている。そのような現状に加え、サービス費の単価の問題もある。居宅介護事業は基本的に一对一のサービスのため収入の多くを給与や社会保険料等の人件費として支出している。さらに不規則な勤務時間となることやサービス間の移動が必要となるため、直接のサービス提供にかかるにコスト以上にコストが掛かり運営が厳しくなる一方である。これらを踏まえたうえでの単価を設定を検討していただきたいところである。

今年度の調査は、事業内容や利用者像をより詳しく把握できるように、昨年度に引き続き調査項目の見直しを行い、その上で経年変化をみることにした。

しかしながら、改正障害者総合支援法の施行や平成30年度報酬改定等、制度が大きく変わったことや次期（2021年）報酬改定に向けての検討項目に合わせて、今後も調査項目を検討しなければならないと考えている。

昨年度調査と同様に今年度調査についても「厚生労働省平成28年社会福祉施設等調査」（以下、厚生労働省調査）等を参考に調査結果の考察を行った。

経営主体については、本調査においては昨年度と同様に95.9%が社会福祉法人となっているが、厚生労働省調査においては、営利法人が運営する事業所が60%を超える結果となっており、社会福祉法人が運営する事業所はわずかに10%程度であった。本調査に回答した事業所の多くが本会の会員事業所であることから調査結果に大きな隔たりが出たものと考えられる。これまで介護、障害ともに社会福祉法人が運営する施設支援を中心に事業展開されてきたため、地域への移行が進められる中、NPO法人や営利法人に比べ居宅介護等での事業展開に出遅れた感がある。

また厚生労働省調査によると、全居宅介護事業所22,943事業所のうち、「平成28年9月中に利用者がいた事業所数」は15,775事業所で、実際には利用者がいなかった事業所数は7,168事業所で全体の31%となる。これに利用者数が9人以下の事業所を合わせると17,077事業所で全体の74%となる。このデータから事業者指定は受けているが休業中である事業所や小規模の事業所が多数を占めることが推測できる。このことが特定事業所加算を取っていない事業所が半数を超える一因となっているのではないだろうか。

行動援護従業者研修及び強度行動障害支援者養成研修については、昨年度に比べて受講計画がある事業所より計画のない事業所の割合が多くなっている。まだ受講のニーズはあるが強度行動障害支援者養成研修が開始され3年を経過してきたこともあり、少しずつではあるが受講者の数が充足してきたものと考えられる。

契約者の年齢構成については、今年度より10歳刻みの設問として、年齢構成を詳しく調査したところ65歳以上の契約者の割合が日本の高齢化率と比較すると少なく、また「平成29年度全国知的障害児者施設・事業実態調査」（日本知的障害者福祉協会 調査・研究委員会）に占める高齢者の割合と比較しても、地域でくらす高齢障害者の割合が少ないことがうかがえる。介護施設もしくは施設入所しているものと思われるが、今後、共生社会の実現にむけて地域でのサービスが求められる中で、居宅介護等事業においても高齢者への対応が急がれる。

サービスの利用状況については、提供場所を詳しく把握するため、グループホームと自宅等に分けた設問とした。身体介護については、グループホームでの利用割合が38.2%となっており、グループホームにおける重度障害者の個人単位でのヘルパー利用の多さがみとれる。今後のグループホームでの重度・高齢化の対応に向けたデータとして活用されたい。

今後の実態調査においては2021年度の次期報酬改定に向けて必要な項目を検討し、調査研究を行い報酬改定に対する要望事項のエビデンスとしていきたい。

文責：四国地区代表 石本 伸也（もえぎの里支援センター）

3. スタッフの状況について

(1) スタッフの配置

(人)

職種別職員配置			管理者	サービス提供責任者	ヘルパー	その他スタッフ	計
	常勤	専従					
		兼務					
	非常勤	専従					
		兼務					
計							

(2) 職員（スタッフ）の所持資格 <注> 重複計上可

資格名	人数	資格名	人数
1. 介護福祉士		9. 喀痰吸引等研修（不特定）修了者	
2. 社会福祉士		10. 介護職員基礎研修課程修了者	
3. ヘルパー1級		11. 実務者研修修了者	
4. ヘルパー2級もしくは介護職員初任者研修修了者		12. ケアマネージャー	
5. 行動援護従業者養成研修修了者		13. 精神保健福祉士	
6. 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者		14. 看護師・保健師	
7. 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者		15. その他（ ）	
8. 喀痰吸引等研修（特定）修了者		合計	

4. 行動援護従業者養成研修について

(1) 行動援護従業者養成研修受講について

事業所の近隣（受講可能な距離）で行動援護従業者養成研修が実施されていて、受講可能な環境にあるか。

1. ある 2. ない

(2) 平成30年3月31日までにスタッフの受講計画はあるか

1. ある 2. ない

5. 強度行動障害支援者養成研修について

(1) 強度行動障害支援者養成研修受講について

事業所の近隣（受講可能な距離）で強度行動障害支援者養成研修が実施されていて、受講可能な環境にあるか。

1. ある 2. ない

(2) 平成30年3月31日までにスタッフの受講計画はあるか

1. ある 2. ない

6. サービスの実施状況について

(1) 週の営業（開所）日数

1. 毎日（休日なし） 2. 土、日、祝日は休み 3. 週6日 4. 週5日 5. 週4日以内

(2) 一日の営業（開所）時間

1. 全日（24時間） 2. 17時間以上（おおむね深夜時間帯を除いた時間）
 3. 14時間以上（おおむね早朝夜間を除いた時間） 4. 10時間以上（おおむね日勤時間帯）
 5. 8時間以上（通常勤務時間内） 6. 8時間未満

(3) 契約件数について（平成29年4月1日現在） ※★の箇所は同じ数字になるように合わせてください

(A) 契約者数（実人数）（例：同じ人が「居宅介護」と「行動援護」の二つを契約していても1人とカウント）

★ 人

(B) 契約件数（例：同じ人が「居宅介護」と「行動援護」の二つを契約している場合、それぞれ1人とカウント）

	居宅介護	重度訪問介護	重度障害者等包括支援	行動援護	同行援護	移動支援
契約人数(人)						

(4) 契約者の状況（平成29年4月1日現在）

(A) 年齢構成 (人)

	18歳未満	18歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～74歳	75歳以上	合計
男										
女										
計										★

(B) 障害の内訳（障害者欄：障害が重複している場合は、主たる障害で計上のこと）

障害種別	児童 (18歳未満)	障害者（18歳以上）			合計
		知的障害	精神障害	身体障害	
人数(人)					★

(5) 利用の状況（平成29年4月1日～4月30日）

(A) 障害別の利用回数について

		回数		回数		
居宅介護	身体介護	①グループホーム		行動援護	①グループホーム	
		②自宅等			②自宅等	
	家事援助			重度障害者等包括支援		
	通院等介助	①グループホーム		同行援護		
②自宅等						
乗降介助			移動支援	①グループホーム		
				②自宅等		
重度訪問介護		①グループホーム		合計		
		②自宅等				

(B) 緊急時対応加算について（平成29年4月1日～4月30日）

1. 受けた 2. 受けていない

⇒「1. 受けた」と答えた場合の延べ対応回数 回

(6) 医療的行為について

1. 行っている 2. 行っていない

⇒「行っている」と答えた場合 1. たん吸引 2. 胃ろう 3. その他()

(7) グループホームへの個人単位利用でのホームヘルパー派遣について

1. 行っている 2. 行っていない

⇒「行っている」と答えた場合

1. 身体介護（入浴・食事等のスポット支援）の提供 回
2. 行動援護または重度訪問介護対象者への居宅介護、重度訪問介護の提供 人

(8) ケアプランについて

居宅介護等の提供がケアプラン（相談支援事業者の作成したサービス利用計画に限らず）に沿って行われているか

1. ほぼケアプランに沿っている 2. ある程度ケアプランに沿っている
3. ケアプランに沿っていないとはいえない 4. 全くケアプランに沿っていない

7. 重度訪問介護対象拡大の影響について

(1) 重度訪問介護の対象拡大に基づく、行動障害を有する者に対する重度訪問介護の提供

1. 提供した 2. 提供していない

⇒「1. 提供した」と回答した場合

- ①提供回数 回 ⇒ 障害種別 知的 回 / 精神 回 / その他 回
②提供時間 時間

(2) 地域支援事業の移動支援が重度訪問介護の対象になったケースの有無

1. ある ケース 2. ない

(3) 重度訪問介護利用のためのアセスメントの実施者

1. 行動援護事業者 2. 発達障害者支援センター 3. その他（ ）

(4) アセスメントの結果、行動援護利用者が重度訪問介護の対象になったケース

1. ある ケース 2. ない

8. 外部サービス利用型グループホームへの提供状況について

(1) 外部サービス利用型グループホームとの委託契約

1. 締結した 2. 締結していない

⇒「1. 締結した」と回答した場合

- ①締結したグループホーム箇所数 箇所 ②実際にヘルパーを派遣している 箇所

9. 居宅介護事業に関する問題点について

(1) 居宅介護事業を運営する上での問題点（複数選択可）

1. 居宅介護サービス費の単価 2. 配置基準及び資格要件 3. ヘルパーの資格要件
4. 支給決定の方法 5. ヘルパーの担い手の不足 6. 制度利用手続きの煩雑さ
7. 請求事務の煩雑さ 8. その他〔 〕

(2) 貴事業所が直面している課題を具体的にご記入ください

[]

ご協力ありがとうございました。